

被災者支援のための主な制度

(災害救助法が適用された場合等)

1 災害に関連した支援金・貸付制度等

(1)被災された方へ

○生活資金や住宅の応急処理に係る貸付

制度・資金名	対象となる方	支援の内容	問い合わせ先
災害援護資金	災害により ・療養1ヶ月以上の負傷を受けた世帯主 ・家財の価格の1/3以上の損害又は住居の半壊以上の被害を被った世帯主 ※所得制限あり	被害の程度により 150万円から350万円まで [償還期限]10年	県厚政課 (083-933-2716)

○就学のための給与

制度・資金名	対象となる方	支援の内容	問い合わせ先
学用品の給与	住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊以上及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある、高等学校生徒(高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒又は学生)	教科書、教材、文具、通学用品の給付を受けることができる場合あり	学校運営・施設整備室 (083-933-4523)
学用品の給与	住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊以上及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童含む。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程の生徒及び特別支援学校の中学部生徒含む。)	教科書、教材、文具、通学用品の給付を受けることができる場合あり	各市町教育委員会

(2)事業者の方へ

○中小企業者の方へ

制度・資金名	対象となる方	支援の内容	問い合わせ先
中小企業制度融資			
経営安定資金 (セーフティネット保証4号)	国が指定した地域で事業を行っている者で、災害により売上高等が減少した中小企業者 ※減少数値要件あり	事業設備の復旧等に必要な額の融資 (融資上限額8,000万円) ※信用保証協会による一般保証とは別枠	県経営金融課 (083-933-3188)
経営安定資金 (災害関連保証制度)	激甚災害の被害を受けた中小企業者	事業設備の復旧等に必要な額の融資 (融資上限額8,000万円) ※信用保証協会による一般保証とは別枠	県経営金融課 (083-933-3188)